

陳 情	受 理 番 号	70	受 理 年 月 日	令和8年8月5日	付 託 委員会	都市建設 環 境
件 名	那覇市、南風原町環境施設組合への適切な指導、監督の実施について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

件名： 那覇市、南風原町環境施設組合への適切な指導、監督の実施について

那覇市、南風原町環境施設組合（以下「組合」という。）は、自らが設置したエコアイランドの廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第21条で設置が義務付けられている技術管理者を、次に述べる方法により委託によって設置していると説明した。

陳情者は、那覇市環境部が組合を指導、監督する権限を有する上級庁であることから、組合の実務を糾し適正なエコアイランドの技術管理者設置を促す意味で、去る6月議会において陳情を行った。しかし、那覇市環境部は、土木環境委員会において、組合の技術管理者の設置は適正に行われている、と説明した。上級庁としての那覇市環境部も組合と同じ過ちに立っていると考えざるを得ない。

そこで、陳情者は、組合の説明を適正だと認め廃掃法上の指導、監督を行なおうとしない那覇市環境部は、下記のとおり組合が地方自治法等に違反していることを見抜けないでいる考え、上級庁として確実な調査、事実認定、廃掃法の適用を行うよう、ここに陳情する。

記

1 指摘の前提として、組合は、既にエコアイランドの管理運営業務委託契約を委託しているA法人に廃掃法第21条の技術管理者になれる資格を持つ従業員がいて、その者を当該法人が技術管理者であると指定していることをもって、エコアイランドには技術管理者が設置されている、と説明した。

- ① 廃掃法第21条の技術管理者は、エコアイランド設置者が設置する義務を負っているところ、組合の説明は、技術管理者と直接契約を結ぶものでなく、A法人を介してA法人の従業者に間接的に技術管理者業務を行わせるものである。これは、技術管理者業務をA法

人との管理運営業務の一部として潜り込ませた形になる。では、那覇市環境部は、技術管理者業務を行わせるこの形態は、地方自治法第 234 条で限定列挙されている一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りのどの形態で委託されていると考えたのか。

- ② 廃掃法第 21 条の技術管理者は、エコアイランド設置者が設置する義務を負っているところ、A 法人を介して間接的に技術管理者業務を行わせるものである。これでは、組合は技術管理者の選任又は設置をしたとはいえず、「技術管理者を置かなければならない」（同条第 1 項）に反していると思うが、那覇市環境部はこの疑問をどう整理したのか。
 - ③ 仮に、技術管理者業務が A 法人と結んでいるエコアイランド管理運営業務委託契約の一部であるというならば、後述するが、「契約の目的」を潜脱するものである。なぜなら、令和 3～5 年度那覇エコアイランド管理運営業務委託契約書約書第 1 条では「一般廃棄物最終処分場を常に良好で安全かつ経済的に行う」ことを目的としていて、技術管理者業務について記載はない。那覇市環境部は、このことを見逃している。
 - ④ ③を前提にして、仮に、技術管理者業務が A 法人と結んでいるエコアイランド管理運営業務委託契約の一部であるというならば、独占禁止法が禁じる不公正な取引方法である抱き合わせ契約の一形態であると言わざるを得ない。那覇市環境部は、不公正な取引に対し指導、監督しないのか。
 - ⑤ A 法人がエコアイランド管理運営業務を実施し、技術管理者業務を行っていると指定された従業者は管理運営業務遂行の一員でもある。監督される者が同時に監督する者であるという状態を、那覇市環境部は適正と認めるのか。
- 2 特別地方公共団体としての組合にも契約に関する規則があるはずだ。那覇市環境部はその規定を確認した上で、調査し、組合の行為を適正であると認めたのか。では、地方公共団体で一般的に定められている契約規則なるものがあるが、組合が A 法人エコアイランドの管理運営業務を締結する過程で、そのルールが正しく履行されたと考えているのか。
- ① 「予定価格調書」は作成されているか。それは那覇エコアイランドの管理運営業務と技術管理者業務が峻別されているか。
 - ② 過去の、例えば、令和 3～5 年度那覇エコアイランド管理運営業務委託契約の締結にあたっては、技術管理者業務が含まれていることをすべての契約希望者に説明して入札なり

随意契約なりを行っただろうか。那覇市環境部は事実を調査したか。

- ③ 令和3～5年度那覇エコアイランド管理運営業務委託契約をA法人と締結するにあたって、契約の目的に技術管理者業務の記載がないことは1の③で詳述した。契約の目的が実態と食い違っている。

- ④ 契約した業務の監督員や検査員は、適切に任命され、職責を適正に果たしたか。また、技術管理者業務の成果物について検査したか、その報告書は徴しているか、疑問である。

3 最後に、これらのことをきちんと調査、判断したのなら組合を指導、監督する権限を有する上級の「組合の技術管理者の設置は適正である」という見解は正当性を持つだろう。しかし、組合の構成団体であることを付度し、調査もせずに擁護していくようでは上級庁としての責任を全うしていない。陳情者は、那覇市環境部の廃掃法についてのコンプライアンスを求めるものである。